

# 特別養護老人ホーム楽生苑 利用料金表 〈個室〉

〈介護福祉施設サービス費・居住費・食費〉

令和6年8月1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	1割負担		2割負担		3割負担	
					日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり
要介護1	1段階	380	300	589	1,269	38,070	1,858	55,740	2,447	73,410
	2段階	480	390		1,459	43,770	2,048	61,440	2,637	79,110
	3段階①	880	650		2,119	63,570	2,708	81,240	3,297	98,910
	3段階②	880	1,360		2,829	84,870	3,418	102,540	4,007	120,210
	上記以外の方	2,100	1,500		4,189	125,670	4,778	143,340	5,367	161,010
要介護2	1段階	380	300	659	1,339	40,170	1,998	59,940	2,657	79,710
	2段階	480	390		1,529	45,870	2,188	65,640	2,847	85,410
	3段階①	880	650		2,189	65,670	2,848	85,440	3,507	105,210
	3段階②	880	1,360		2,899	86,970	3,558	106,740	4,217	126,510
	上記以外の方	2,100	1,500		4,259	127,770	4,918	147,540	5,577	167,310
要介護3	1段階	380	300	732	1,412	42,360	2,144	64,320	2,876	86,280
	2段階	480	390		1,602	48,060	2,334	70,020	3,066	91,980
	3段階①	880	650		2,262	67,860	2,994	89,820	3,726	111,780
	3段階②	880	1,360		2,972	89,160	3,704	111,120	4,436	133,080
	上記以外の方	2,100	1,500		4,332	129,960	5,064	151,920	5,796	173,880
要介護4	1段階	380	300	802	1,482	44,460	2,284	68,520	3,086	92,580
	2段階	480	390		1,672	50,160	2,474	74,220	3,276	98,280
	3段階①	880	650		2,332	69,960	3,134	94,020	3,936	118,080
	3段階②	880	1,360		3,042	91,260	3,844	115,320	4,646	139,380
	上記以外の方	2,100	1,500		4,402	132,060	5,204	156,120	6,006	180,180
要介護5	1段階	380	300	871	1,551	46,530	2,422	72,660	3,293	98,790
	2段階	480	390		1,741	52,230	2,612	78,360	3,483	104,490
	3段階①	880	650		2,401	72,030	3,272	98,160	4,143	124,290
	3段階②	880	1,360		3,111	93,330	3,982	119,460	4,853	145,590
	上記以外の方	2,100	1,500		4,471	134,130	5,342	160,260	6,213	186,390

※上記(1ヶ月あたり)は30日で計算した場合の金額です。

単位(円)

各種加算項目	1割	2割	3割	加算要件
日常生活支援加算(Ⅰ)	36	72	108	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	100	150	利用者の自立支援にむけて根拠に基づきサービスを提供した場合
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
ADL維持等加算Ⅰ	30	60	90	ADLの維持にを図り計画、実行、見直しを行った場合
個別機能訓練加算	12	24	36	個別に機能訓練を実施した場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20	40	60	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4	8	12	常勤(週40時間勤務)の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8	16	24	看護職員数が基準以上で24時間の連絡体制を整えている
配置医師緊急時対応加算	650	1300	1950	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300	2600	3900	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
夜勤職員配置体制加算(Ⅲ)口	16	32	48	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象(月額)
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合(1食あたり)
看取り介護加算(Ⅱ)	72	144	216	死亡日以前31日～45日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	144	288	432	死亡日以前4日～30日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780	1560	2340	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580	3160	4740	死亡日について算定
自立支援促進加算	300	600	900	自立支援・重度化防止・寝たきり防止のケアを実践した場合
安全対策体制加算	20	40	60	安全対策を実施する体制が整備されていること。入所時に1回限度として算定
褥瘡マネジメント加算	3	6	9	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460	920	1380	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500	1000	1500	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.0%			所定単位数は、基本報酬に上記の各種加算を加えた総単位数

※各種加算には入所者全員を対象に算定する加算と該当する入所者のみに算定する個別の加算があります

単位(円)